

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び
会社法施行規則第190条に定める書面)

2020年4月6日
G C A株式会社
G B株式会社

2020年4月6日

株式交換に係る事後開示書類

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
G C A株式会社
代表取締役 渡辺 章博

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
G B株式会社
代表取締役 渡辺 章博

G C A株式会社（以下「G C A社」といいます。）及びG B株式会社（以下「G B社」といいます。）は、2020年2月14日付けで締結した株式交換契約に基づき、2020年4月6日を効力発生日として、G C A社を株式交換完全親会社とし、G B社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条の規定に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2020年4月6日

2. 株式交換完全子会社における事項（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

G B社に対して、会社法第784条の2の規定により本株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。

- (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- ① 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行ったG B社の株主はいませんでした。

② 会社法第787条の規定による手続の経過

G B社は、新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

③ 会社法第789条の規定による手続の経過

G B社は、新株予約権付社債を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

3. 株式交換完全親会社における事項（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

① 会社法第797条の規定による手続の経過

G C A社は、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本株式交換を実施しております。

② 会社法第799条の規定による手続の経過

G C A社が本株式交換によりG B社の株主に交付した財産は、G C A社の株式のみであるため、同条の規定による手続は行っておりません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりG C A社に移転したG B社の株式の種類及び種類ごとの数は、A種株式4,375,000株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) G C A社は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したG C A社の株主はいませんでした。

- (2) G B社は、本株式交換の効力発生日の前々日（2020年4月4日）に、Stella EOC Newco Limited（本社：英国。以下「ステラ新会社」といいます。）の株主から、ステラ新会社の発行済株式の全てを現物出資により取得し、ステラ新会社の株主に対して、G B社のA種株式合計4,375,000株を発行しました。
- (3) G C A社は、本株式交換に際し、G B社のA種株式の株主に対し、その所有するG B社のA種株式1株につきG C A社の普通株式1株の割合をもって、G C A社の普通株式を割り当てました。G C Aが交付した普通株式の総数は4,375,000株です。なお、本株式交換に際し、G B社の普通株式の全てをG C A社が保有していたため、G C A社は、G B社の普通株式の株主に対し、その保有するG B社の普通株式に代わる株式その他の財産の割当ては行いませんでした。
- (4) 本株式交換により増加したG C A社の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりです。
- ① 資本金の額：金0円
 - ② 資本準備金の額：金2,292,500,000円
 - ③ 利益準備金の額：金0円

以上